

整備が進む不動産分野のデジタル化 ～期待される不動産IDの導入効果～

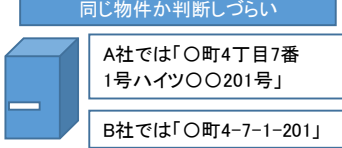

不動産の番号制度の導入

国土交通省は2022年3月、土地、建物を特定するための17桁の共通の番号「不動産ID」のガイドラインを策定しました。

現状、住所の表記ゆれや、同一住所上に複数建物が存在する場合、不動産に関連する情報が当該物件のものか特定が困難なケースが多いことから、業者は売買仲介や再開発などの際、自治体など様々な情報源から多くの手間と時間をかけて情報を収集する必要があります(図表1)。

不動産IDは、2023年度に全国440の自治体での導入が予定され、広島県内でも広島市の一部など、7市が対象となっています。

図表1 不動産のデジタル化の課題

課題	内容
住所の表記ゆれ	同じ物件か判断しづらい 
	異なる物件だが、住所が同じ 

(資料)国土交通省資料より当部作成

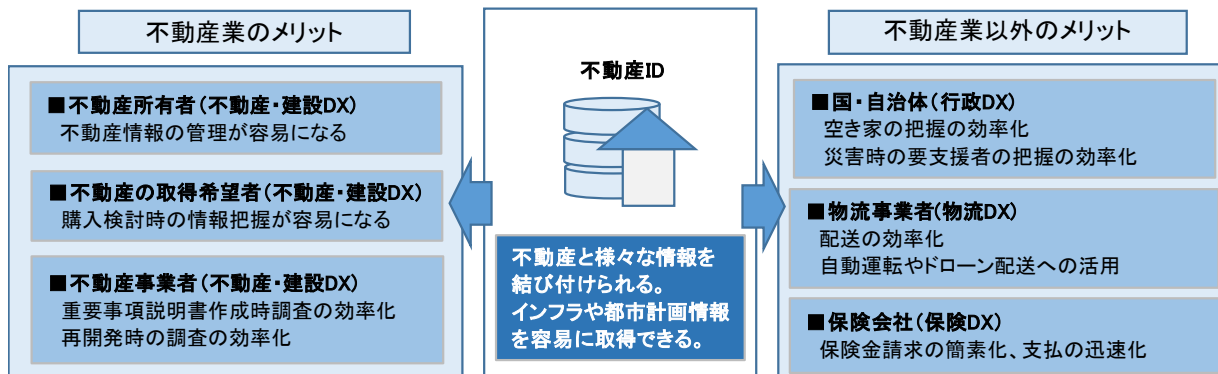
不動産分野にとどまらない幅広い活用が期待

不動産IDは「不動産DX」における情報連携の基盤として、幅広い活用が期待されています。例えば、生活インフラやハザードマップなどの関連情報と紐づければ、不動産事業者は、位置情報や履歴、周辺環境など様々な情報を入手して、物件の調査をより効率的に行うことが可能になります。

また、様々なデータと組み合わせることにより、空き家や災害時における要支援者の把握の効率化(行政DX)、自動運転やドローン配送による配送の効率化(物流DX)など、不動産分野にとどまらない幅広い活用が期待されています(図表2)。

こうしたことから、不動産事業者はもとより地域の事業者は、不動産IDのもたらすメリットについて、本格展開に向けた動きと併せて注視しておくことが肝要です。

図表2 不動産IDがもたらすメリット



(資料)国土交通省資料より当部作成

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：畑 (TEL082-247-4958) までお願いします。